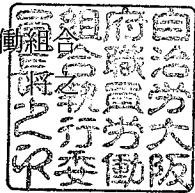


2019年3月1日

都市整備部長 井出 仁雄 様

自治労大阪府職員労働組合  
執行委員長 大西



労働条件等に関する要求書

- 1 労使慣行については厳守するとともに、労働条件の変更にあたっては、必ず事前協議を行うこと。
- 2 年間総労働時間 1800 時間の実現のため、次のことを行うこと。
  - (1) 1日の勤務時間を 7 時間 30 分とすること。
  - (2) 最終退庁簿及びカードリーダーによる退勤時間と申請された超勤時間の比較調査を行うことなどにより、退勤管理を適正に行うこと。
  - (3) 恒常的残業をなくすため、月 30 時間、年間 150 時間を上限とし、事前に時間外勤務命令を行い実績入力等を徹底するなど、職員の勤務時間を徹底的に把握して、実効ある時間外勤務の縮減方策を行うこと。
  - (4) 各課（室）、各事務所の年休・夏季休暇の取得を促進し、ゆとりの日を徹底すること。
  - (5) 休日出勤は必要最小限度とすること。
- 3 職員の健康を守るため、次のことを行うこと。
  - (1) 新 VDT ガイドラインに則った職場環境改善を推進するとともに、全職員に VDT 特別検診を受検させること。また、検診内容を充実すること。
  - (2) 休憩時間を守らせること。また、休養室・男子更衣室を所属ごとに設置すること。
  - (3) 各職場の安全衛生委員会を定期的に開催すること。また、職員の心身の健康管理・メンタルヘルス・ハラスメントに関する研修会の開催に努めること。
  - (4) 遠距離の日帰り出張による健康被害を防止すること。
- 4 働きやすく、働きがいのある職場をつくるため、次のことを行うこと。
  - (1) 更衣ロッカーを 1 人 1 台とすること。
  - (2) 建設災害の防止のため安全対策を強化すること。
  - (3) 震災等大規模災害時の職員が救援活動を十分に行える服装などの装備や、食料・水・毛布等を備蓄すること。また、出退勤時の交通機関の迂回や遮断による宿泊等に係る実費弁償や、安全確保のための「危険回避」「出勤困難」による特別休暇等の柔軟な対応を行うこと。
  - (4) 水防指令が深夜に発令された場合は、タクシーを迅速に配車すること。やむを得ず自家用車で出動する場合は公用車扱いとすること。
  - (5) 休息時間を復活すること。
  - (6) 通勤時間は 1 時間以内とすること。
  - (7) 港湾事業の府市統合など、労働条件等の変更が予定されているときは必ず事前協議を行うこと。
  - (8) 業務等で取り扱うマイナンバー制度は、情報漏えい、プライバシー侵害の危険性、セキュリティの確保等が指摘されており、下記の事項について対応すること。
    - ① 業務で個人番号の収集・管理を行う場合に、職員に過度な負担を生じさせないこと。
    - ② 源泉徴収など職員個人の番号収集では、提出しない職員に不利益を生じさせないこと。
    - ③ 個人カードを強制的に取得させないこと。
- 5 次の諸手当について改善すること。
  - (1) 旅行雑費を復活すること。
  - (2) 時間外手当の支給率 125/100 及び 135/100 を 150/100 に、150/100 及び 160/100 を 200/100 に改善すること。
  - (3) 用地交渉等手当を引き上げること。